

更新時講習実施要領の制定について（例規）

（最終改正：令和 7 年 5 月 30 日 運免第43号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

この度、和歌山県自動車等運転免許事務取扱規程（昭和63年和歌山県警察本部訓令第 3 号）第25条第 2 項の規定により、更新時講習の実施要領を別記のとおり定め、令和 7 年 6 月 1 日から施行することとしたので、適切に運用されたい。

なお、「更新時講習実施要領の制定について（例規）」（平成23年 3 月16日付け運免第19号）は、令和 7 年 5 月31日限り廃止する。

別記

更新時講習実施要領

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の 2 第 1 項第11号の規定に基づき、和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の 3 に定める者に委託して行う、運転免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の有効期間の更新を受けようとする者及び免許証等の有効期間の更新を受けなかった者で免許の申請に際し運転免許試験の一部が免除されるもの（以下「特定失効者又は特定取消処分者」という。）に対する講習を適正かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

第 2 講習業務の内容

- 1 和歌山県自動車等運転免許事務取扱規程（昭和63年和歌山県警察本部訓令第 3 号）第25条第 1 項の規定により講習の委託を受けた者（以下「受託講習実施者」という。）は、講習の方法、講習科目等について、この要領及び和歌山県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）の指示を受けて行うものとする。
- 2 講習は、交通事故防止に資する道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務、安全運転の知識等について行うものとする。

なお、優良運転者については、継続して慎重な運転の動機付けを併せて行うものとする。

第 3 基本的留意事項

1 講習実施方法

講習は、次の各号のいずれかの方法により受講できるようにすること。

(1) 対面講習

講習指導員が、交通センター等において定時集合方式により受講者の対面で実施する講習をいう。

(2) オンライン講習

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第43条第 1 項の表講習手数料の項で定めるオンライン講習で、道路交通法施行規則（昭和35年

総理府令第60号。以下「府令」という。)第38条第11項第3号に規定する受講者が本人であるかどうかを確認できるものであることその他の運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)で定める基準に従って行う講習をいう。

2 講習用教材

府令第38条第11項第1号の表の第三欄に規定する「教本、視聴覚教材等必要な教材」として、最近の道路交通法令の内容を明示し、自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識等を内容とする更新時講習にふさわしい教本、和歌山県の交通実態等を内容とする地方版資料及び危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材を必要数整備すること。

なお、対面講習による一般運転者講習(府令第38条第11項第1号の表の二の項に規定する講習をいう。以下同じ。)、違反運転者講習(同表の三の項に規定する講習をいう。以下同じ。)及び初回更新者講習(同表の四の項に規定する講習をいう。以下同じ。)においては、同表の第三欄にそれぞれ規定する「自動車等の運転について必要な適性に関する調査で筆記による検査」に用いる検査用紙も必要数整備すること。

第4 対面講習実施上の留意事項

1 講習指導員

講習指導員は、自動車等の運転経歴や交通安全に関する業務の経歴等を考慮した上で人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有する者をもって充てること。

2 講習の委託

講習を委託する場合は、府令第38条の3に定める基準に適合する者を選定すること。

なお、適正な委託契約によって講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導に当たること。

受託講習実施者は、この要領若しくは委託契約の内容に違反し、又は受託講習実施者としてふさわしくない行為があった場合は、委託契約を解消されるものとする。

3 講習の実施区分及び受講対象者(高齢者講習受講対象者を除く。)

(1) 優良運転者講習(府令第38条第11項第1号の表の一の項に規定する講習をいう。以下同じ。)

更新日等までに継続して免許(仮免許を除く。)を受けている期間が5年以上である者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれの区分に定める期間において、違反行為(法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で政令別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。)又は政令別表第4若しくは別表第5に掲げる行為(以下「違反行為等」という。)をしなかったもの

ア 法第101条第6項の規定により免許証等の更新を受けようとする者

更新前の免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日(以下「特定誕生日」という。)の40日前の日前5年間

イ 法第101条の2第4項の規定により免許証等の更新を受けようとする者

同条第3項の規定による適性検査を受けた日前5年間(特定誕生日の40日前の日以降であるときは、特定誕生日の40日前の日前5年間)

ウ 特別失効者(法第95条の6第1項の表の備考一のイ(4))に該当する者として

当該効果を失った免許の次の免許を受けようとする者

当該効力を失った免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から当該次の免許に係る適性試験を受けた日の前日までの間

エ 特別取消処分者（法第95条の6第1項の表の備考一のイ(4)）に該当する者として当該取り消された免許の次の免許を受けようとする者

当該次の免許に係る適性試験を受けた日前5年間（当該日が取り消された免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の40日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から当該次の免許に係る適性試験を受けた日の前日までの間）

(2) 一般運転者講習

ア 更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上である者で、(1)アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間において、軽微違反行為（法第102条の2に規定する軽微違反行為をいう。以下同じ。）1回のほか違反行為等をしたことがないもの（当該軽微違反行為をし、よって交通事故を起こした場合にあっては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第72条第1項前段の規定に違反していないときに限る。以下同じ。）

イ 特別特定失効者（運転免許に係る講習等に関する規則第5条第1項に規定する特別特定失効者をいう。以下同じ。）で、一般運転者講習の受講を申し出るもの

ウ 特別特定失効者として受けた免許に係る免許証等の有効期間の更新を受けようとする者であって、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもので、一般運転者講習の受講を申し出るもの

(3) 違反運転者講習

(1)アからエまでに掲げる者で、それぞれに掲げる区分に定める期間又は特定失効者（法第97条の2第1項第3号。特別失効者を除く。）で、失効した免許に係る免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしたことがあるもの（軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがない場合を除く。）

(4) 初回更新者講習

更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年未満である者（(2)ウの者を除く。）で、(1)アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間又は特定失効者（特別失効者及び特別特定失効者を除く。）で、失効した免許に係る免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもの

4 学級編成

(1) 学級編成の基本

1 学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成すること。

なお、各区分の講習は、原則として、個別に学級の編成を行い実施するものとするが講習指導員の体制及び講習を行う施設等の実情を考慮し、当分の間、優良運転者講習と一般運転者講習、違反運転者講習と初回更新者講習は、それぞれ合同学級を編成して行えることとする。

(2) 講習指導員の配置

各区分の講習については1学級につき指導員1人を配置し、また、編成人数に応じて補助者を配置（優良運転者講習を別個に学級編成をして行う場合を除く。）すること。

(3) 学級編成の細分化

各区分の講習については、高齢者、若者、二輪車等受講者の態様に応じた特別学級の編成に努めること。特に、初回更新者講習において二輪車学級を編成し、自動二輪車の二人乗り運転に関する知識についての講習を行うことは、自動二輪車の事故防止の観点から効果があるものと考えられることから、積極的に同学級の編成を推進すること。

なお、高齢者学級等の特別学級を編成する場合には、受講者の態様に応じた内容の講習となるよう留意すること。

5 講習指導案

対面講習は、別表「更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」その1「優良運転者講習」、その2「一般運転者講習」、その3「優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習」、その4「違反運転者講習（違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習）」及びその5「初回更新者講習」に準拠し、和歌山県の交通実態に即して重点を選定するとともに、視聴覚教材等を積極的に活用するなどして講習効果の上がるような内容の講習指導案を作成して実施すること。

6 講習場所等

(1) 講習場所

講習の実施場所は、和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）第29条第1項各号に規定する交通センター、田辺運転免許センター、新宮運転免許センターその他公安委員会の指定する場所（橋本警察署、かつらぎ警察署、岩出警察署、有田湯浅警察署、有田湯浅警察署有田分庁舎、御坊警察署及び新宮警察署串本分庁舎（以下「集中運用地域外の警察署等」という。））で行うことを原則とする。ただし、講習場所において講習の実施が妨げられる事情が発生した場合は、運転免許課長が受託講習実施者と協議して速やかに講習実施場所を決めるものとする。

(2) 受講期間等

ア 受講期間

(ア) 更新申請書の提出日（更新申請者（法第101条の2の2の規定により、更新申請書の提出を住所地を管轄する公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）以外の公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）を経由して行う者（以下「経由申請者」という。）にあっては、経由地公安委員会に更新申

請書を提出した日) から更新された免許証の交付又は更新された免許情報記録の書換えを受けた日までの間とする。

(イ) 特定失効者及び特定取消処分者

免許申請書の提出日前 1 年以内の間に受けたものであること。

なお、免許申請書を提出した日に更新時講習を受けることは差し支えない。

イ 受講日

更新申請書の提出日又は更新された免許証の交付若しくは更新された免許情報記録の書換えを受けた日に受講させることを原則とするが、申請者の申出により免許証等の有効期間の末日 2 か月前から更新された免許証等の交付予定日の前日までの講習開催日に受講させることができるものとする。

また、更新された免許証等の交付予定日に講習を受けなかった者については、運転免許課長又は警察署長の指定する講習開催日に受講させるものとする。

(3) 講習開催日

ア 交通センター

土曜日、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。以下同じ。）及び12月29日から翌年 1 月 3 日までの日を除く毎日

イ 田辺運転免許センター

土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年 1 月 3 日までの日を除く毎日。ただし、第 3 日曜日については予約制で、優良運転者講習及び一般運転者講習のみ開催するものとする。

ウ 新宮運転免許センター

土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年 1 月 3 日までの日を除く毎日。ただし、第 4 日曜日については予約制で、優良運転者講習及び一般運転者講習のみ開催するものとする。

エ 集中運用地域外の警察署等

原則として、各警察署等における更新運転免許証の交付日

(4) 受講申請及び終了証明

ア 受講申請

受講者に受講申請書を提出させる場合には、受講申請書は運転免許証等更新申請書、特例更新申請書又は運転免許申請書と同一の用紙又は複写式を用いるなど、できる限り申請者の負担軽減に努めること。

イ 講習の終了証明

講習の終了証明は、原則として受講者に対する免許証の交付、特定免許情報記録の記録又は免許情報記録の書換えをもって代えること。

なお、経由申請者に対する講習の終了証明については、更新時講習を受講したことを証する更新申請書への押印、文書の添付等の方法を用いて、更新申請書の送付を受ける住所地公安委員会において、経由申請を行った者が更新時講習を受講済みであることを確実に認識し得るよう適切な措置を講ずること。

また、特定失効者又は特定取消処分者であって免許証を当日に交付できない場合にあっては、終了証明書を発行すること。

7 資料の配布等

受託講習実施者は、安全運転に必要な知識の普及と個別的な安全指導を行うため、次に掲げるものを受講者に配布するとともに、必要により運転適性検査用紙等を配布するものとする。

(1) 教本

別紙の内容について正確にまとめられたものであって、委託者が購入した教本を使用するものとする。

(2) 地方版資料

次に掲げる事項を内容とするものを受託講習実施者において作成するものとする。

なお、道路交通の現状と交通事故の実態については、全国の交通事故の発生状況を併せて掲載するなど、本県の状況を客観的に把握できるよう工夫すること。

ア 受講者に必要と考えられる県内道路交通状況と交通事故の実態等の各種情報

イ 受講者の安全運転意識の高揚を目的とした内容

8 視聴覚器材

受講場所、学級編成及び受講対象者等を考慮し、プロジェクタ等の投影器材に加え、又はこれに代えてテレビ及びDVDプレーヤー等の適切な視聴覚器材を備えること。

9 資料、器材等の承認

(1) 申請

新たに資料及び器材を採用しようとするとき又は教案を作成若しくは変更しようとするときは、更新時講習用教材等承認申請書（別記様式第1号）を2部作成し、資料を添付して運転免許課長に提出するものとする。

(2) 承認

運転免許課長は、(1)により提出された更新時用教材等承認申請書等が講習の方法に合致しているか確認し、承認する場合は、その旨を奥書した更新時用教材等承認申請書の写しを受託講習実施者に交付して行うものとする。

10 講習案内

受託講習実施者は、集中運用地域外の警察署等において免許証の更新手続を済ませた者に対して、更新時講習区分と新免許証交付案内及び受講日を指定するため更新時講習と新免許証交付案内（別記様式第2号）に準拠した書面を準備等するものとする。

第5 特定失効者及び特定取消処分者に対する取扱い

特定失効者及び特定取消処分者から問い合わせ等があった場合は、次の事項に留意し、誤りのないよう対応すること。

1 更新時講習又は高齢者講習の受講区分は、法第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢により判断されること。

2 更新時講習の受講は、免許申請書を提出した日前1年以内とされていること。

また、この期間にオンライン講習を受講していた者については、受講したオンライン講習の受講区分と1の講習区分が変わらない場合には、オンライン講習の受講をもって更新時講習を受講したものとされること。

第6 特定任意講習受講者に対する取扱い

次に掲げる者にあつては、改めて更新時講習を受けることを要しないことから、特定任意講習の受講日や生年月日を確認するなど、誤りのないように対応すること。

- 1 更新期間が満了する日における年齢が70歳未満の者で、更新申請書を提出する日前6月以内に特定任意講習を受講しているもの
- 2 免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に特定任意講習を受講している特定失効者
- 3 免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に特定任意講習を受講している特定取消処分者

第7 簿冊の備付け

受託講習実施者は、次に掲げる簿冊を備え付け、受講者及び講習の実施状況を明らかにしておくものとする。

- 1 更新時講習用備品台帳（別記様式第3号）
- 2 講習日誌（別記様式第4号）

第8 報告

受託講習実施者は、講習実施計画及び講習実施結果等を次により報告しなければならない。

1 講習実施計画及び予算計画

和歌山県及び和歌山県公安委員会に対し、新たな契約による業務開始日又は新年度における業務開始日までに更新時講習担当区分一覧表（別記様式第5号）、更新時講習資料配付計画書（別記様式第6号）、更新時講習器材等使用計画書（別記様式第7号）及び更新時講習予算書（別記様式第8号）により報告すること。

2 講習実施結果報告

運転免許課長又は警察署長に対し、講習を実施した都度、更新時講習実施結果報告書（別記様式第9号）により報告すること。

3 講習完了報告及び委託費使用報告

和歌山県及び和歌山県公安委員会に対し、契約による業務終了日又は旧年度における業務終了日から1か月以内に更新時講習実施完了報告書（別記様式第10号）、更新時講習実施者一覧表（別記様式第11号）、更新時講習資料配付報告書（別記様式第12号）、更新時講習器材等使用報告書（別記様式第13号）及び更新時講習委託費使用状況報告書（別記様式第14号）により報告すること。

第9 オンライン講習実施上の留意事項

1 実施上の基準

オンライン講習を実施する場合には、運転免許に係る講習等に関する規則で定める、受講者の本人確認、受講状況の確認及び道路交通に関する知識習得状況の確認に係る基準に従って行うこと。

なお、当該基準は、次に掲げる基準に応じ、それぞれの基準に定める機能を警察庁が整備するオンライン講習を実施するためのシステム（以下「オンライン講習システム」という。）に設けることで満たされるものとなっており、オンライン講習システムを用いるオンライン講習にあつては、これら基準に従って行われることに留意すること。

- (1) マイナポータル（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。）の利用及びその他の適切な方法により受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること

マイナンバーカードの公的個人認証を利用するマイナポータルを用いた本人確認機能及び受講者の顔画像を用いた顔照合機能

- (2) 受講者の受講の状況を確認できるものであること
受講中の受講者の顔貌撮影による顔検知機能及び生体判定機能
- (3) 受講者の道路交通に関する知識の習得の状況を確認できるものであること
受講中に実施される講習内容に関する確認テスト機能（優良運転者講習にあっては3問、一般運転者講習にあっては4問）

2 講習の実施区分及び受講対象者（高齢者講習受講対象者を除く。）

免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）を有し、次に該当するものとする。

(1) 優良運転者講習

法第101条第6項の規定により免許証等の更新を受けようとする者であって、更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上であり、かつ、特定誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしなかったもの

(2) 一般運転者講習

ア 法第101条第6項の規定により免許証等の更新を受けようとする者であって、更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上であり、かつ、特定誕生日の40日前の日前5年間において、軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもの

イ 第4の3(2)ウのもの

3 受講期間

法第101条第1項に規定する更新期間とする。

4 講習動画の内容等

オンライン講習の内容は、別表「更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」その1「優良運転者講習」、その2「一般運転者講習」に準拠し、地域における道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務、安全運転の知識及び運転適性についての診断と指導（優良運転者講習を除く。）とする。

なお、講習動画の視聴後に確認テストを行えるよう整備すること。

5 視聴する講習動画

- (1) 住所地公安委員会で免許証等の更新を受ける場合
住所地公安委員会の講習動画を視聴するものとする。
- (2) 経由地公安委員会で免許証等の更新を受ける場合
住所地公安委員会又は経由地公安委員会の講習動画を視聴するものとする。

6 受講者の確認等

1に記載のとおり、受講者が本人であるかどうか等の確認については、オンライン講習システムで設けられた機能により行われることとなるが、オンライン講習システ

ムにより受講者が本人であるかどうか等が確認できなかった場合には、当該確認は受講者が更新手続等に来所した際に職員が行うこと。

なお、職員が行う確認の詳細については別に定める。

7 資料の配布等

オンライン講習の受講者については、更新手続に来所した際に教本及び地方版資料を配布すること。

また、オンライン講習で言及した教本等に関する内容をチラシにして添付するなど、講習効果が高まるように配慮すること。

8 講習方法選択のための情報提供

マイナ免許証の有効期間の更新を受けようとする者は、講習方法について、対面講習又はオンライン講習を選択することになるため、オンライン講習については、次の内容を和歌山県警察ホームページ等に掲載するなどして、周知に努めること。

(1) 受講対象者に関する情報

ア オンライン講習は、更新連絡書に記載された講習区分が優良運転者又は一般運転者である者が受講できること。

イ 受講時に、マイナ免許証を有している必要があるが、マイナ免許証を有していれば免許証及びマイナ免許証のいずれをも有している必要はないこと。

ウ マイナ免許証を有していても対面講習を受講できること。

(2) 受講に関する情報

ア 住所地公安委員会にマイナ免許証を提示してマイナ免許証に搭載された署名用電子証明書の提出を行った上で、マイナポータルとマイナ免許証の連携を終えている必要があること。

イ 受講に使用するスマートフォン又はパソコンには、内蔵カメラ及びマイナ免許証の読み取り機能が必要になること。

ウ 受講中、受講者が本人であるかどうか等の確認のために自動で行われる顔貌の撮影や顔画像の保存に同意する必要があること。

エ 対面講習とオンライン講習では講習手数料が異なること。

オ オンライン講習を受講した場合であっても、運転免許センター等で更新手続を行う必要があること。

(3) 受講手順に関する情報

受講手順等は以下のとおりであることから、受講者が誤ることなく受講できるよう広く周知すること。

ア マイナポータルにログインする。

イ マイナポータル内でオンライン講習を選択し、受講を開始する。

ウ 講習の内容は、講習動画の視聴、確認テストの実施及び運転適性についての診断と指導（解説）動画の視聴（優良運転者は任意）であり、中断しながら受講することもできる。

エ 運転適性についての診断と指導（解説）動画の視聴後、運転教育・広報動画の視聴及びアンケート回答画面になるが、視聴、回答は任意である。その後、受講完了画面が表示され、受講が完了する。

9 その他

特定失効者又は特定取消処分者のうち、免許申請書を提出した日前1年以内に2に掲げる受講対象者に該当して、オンライン講習を受講していた場合について、受講したオンライン講習の講習区分と、法第97条の2第1項第3号又は第5号に規定する講習の講習区分が変わらない場合に限り、当該オンライン講習の受講をもって法第97条の2第1項第3号又は第5号に規定する講習を受講したものとすること。

第10 教養

受託講習実施者は、更新時講習の重要性を認識し、講習内容の充実と講師の資質向上を図るため、講師をして常に人格を磨き、関係法令の研究、指導能力の向上及び指導計画の充実に努めなければならない。

第11 その他

- 1 交通の方法に関する教則のうち、昨今の交通事故情勢や制度改正等を踏まえ、特に取り上げて教えることが必要な事項を適切に選定し、受講者に説明すること。
- 2 初回更新者講習の機会をとらえて、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者に対し、自動二輪車の二人乗りを安全に行うために必要な事項等を記載したパンフレット等の配布を行うとともに、運転免許取得者教育等の自動二輪車の二人乗りに関する教育の機会について説明すること。

(別記様式省略)

別紙

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近 5 年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

先進安全自動車（A S V）、自動運転車、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払いシステム（E T C）、電気自動車・ハイブリッド自動車、横滑り防止装置等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

3 交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ」（令和 2 年 1 月エコドライブ普及連絡会策定）の内容を中心に解説すること。

4 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

5 年齢に応じた運転特性

(1) 高齢運転者の一般的特性

高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配慮すべき点も含めて解説すること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(2) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑^{げん}）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(3) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(4) 若年運転者の一般的特性

若年運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説すること。その際、若年運転者が安全運転する上での留意点についても言及すること。

6 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

7 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一次救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

8 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度（初心運転者講習、若年運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習）について、図表等を用いて解説すること。

9 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者又は被害者遺族の手記を掲載すること。

10 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号）（第2章及び第3章を除く。）の内容を、必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

11 その他

(1) 運転状況メモ欄

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄を設けること。

(2) 「安全運転5則」

以下の「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

別表 更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

その1 優良運転者講習

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	時 間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 和歌山県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 無事故無違反の奨励 (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 今後における無事故・無違反、安全運転を奨励する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用在習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
講 習 時 間 合 計				30分

その2 一般運転者講習

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	時 間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 和歌山県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2) 危険予測と回避方法等		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	20分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	講義 運転適性検査用紙等	○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講 習 時 間 合 計				60分

その3 優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	時 間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 和歌山県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識①	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
	前半講習のまとめ		○ 前半の講習終了とし、終了する優良運転者に対しては、次回も優良運転者で更新できるよう安全運転者としての誇りを持つことと、優良運転者であってもわずかな心の油断が事故に結びつくことを簡単に説明して終了する。	
4 安全運転の知識②	(1) 危険予測と回避方法等	講義 教本、視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	10分
5 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	講義 運転適性検査用紙等	○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講 習 時 間 合 計				60分

その4 違反運転者講習（違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習）

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	時 間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 和歌山県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用在習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ 受講対象に応じ、DVD等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	60分
講 習 時 間 合 計				120分

※ 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

その5 初回更新者講習

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	時 間
	開講 講師の自己紹介 受講者点呼 講習概要・日程の説明 受講の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本・視聴覚教材等	○ 和歌山県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における交通事故多発路線、時間帯等と運転経験の浅い運転者による交通事故類型、原因等について事例と併せて説明する	
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用在習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ 運転経験の浅い運転者向けのDVD等の視聴覚教材活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 最近において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 運転経験の浅い運転者の特徴的な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	60分
講 習 時 間 合 計				120分

※ 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。